

# 日本政治法律学会規約

## 1 総則

第 1 条 本会は、日本政治法律学会とする。

2 本会の英語名は、The Japanese Association of Political and Legal Studies, JPLAS とする。

## 2 目的および事業

第 2 条 本会は、ひろく政治学・法律学に関する研究およびその研究者相互の協力を促進し、内外の諸学会との連携を密に図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) 研究大会、研究会および講演会等の開催
- 2) 機関誌その他図書の刊行
- 3) 内外の学会等との研究成果の交換、その他相互の連絡
- 4) 前各号のほか、理事会において適当と認めた事業

## 3 会員

第 4 条 本会の会員となることのできる者は、ひろく政治学・法律学を研究し、かつ会員2名から推薦された者で、理事会の承認を得た者に限る。

2 本会の学会趣旨に賛同して入会を希望する団体又は個人は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

第 5 条 入会希望者は、所定の入会申込書を理事会に提出するものとする。

第 6 条 会員は、理事会の定めた会費を納めなければならない。

第 7 条 理事会は、会費を2年以上滞納した会員について、所定の手続を経たのち、退会させることができる。

2 前項により退会させられた場合にあっても、滞納分の会費を納付する義務は消滅しない。

3 第1項により退会させられた者は、理事会の議をへて滞納分の会費を納入することにより、会員の資格を回復することができる。

第 8 条 前2条のほか、会費の納入に関する手続その他必要な事項は、別に定める日本政治法律学会会費規程による。

## 4 機関

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- 1) 理事 別に定める内1名を理事長とする。
- 2) 監事2名
- 3) 幹事若干名
- 4) 顧問若干名
- 5) 評議員若干名
- 6) アカデミックボード若干名
- 7) 名誉理事若干名

第 10 条 理事および監事の選任方法は、別に定める日本政治法律学会理事・監事選出規程による。

2 理事は、総会（臨時総会を含む。以下同じ。）において選出される。

3 理事長は、理事会において互選される。

4 幹事および顧問は、理事会が委嘱する。

第 11 条 現代政治学会、現代法律学会および現代公共政策学会の理事および監事の任期は2年とする。

2 現代政治学会、現代法律学会および現代公共政策学会の監事の任期は、2年とする。

3 補充として就任した理事、監事および幹事の任期は、前任者の残存期間とする。

4 理事、監事および幹事は、重任することができる。

第 12 条 理事長は本会を代表し、会務を総括する。

2 理事長は、必要に応じて、次に例示するような特定の会務を処理するための委員会を設置し、

委員長および委員を委嘱することができる。

- 1) 研究大会等の企画運営
  - 2) 機関誌等の刊行
  - 3) 内外の学会等との連携活動
  - 4) その他、本会の運営のために必要な活動
- 3 理事長が職務を遂行し得ない場合には、理事長の指名した他の理事がその職務を代表する。

第 13 条 理事は理事会を組織し、会務を執行する。

- 2 理事会は、本会の運営に関し必要な事項について、本規約の範囲内において、規程を定めることができる。
- 3 理事は、正当な理由なく、理事会および総会を連続2回欠席した場合には、事務局から注意、連続3回欠席した場合には平会員に降格する。

第 14 条 本会に、会務の処理のために事務局を置く。

第 15 条 監事は、会計および会務の執行を監査する。

第 16 条 幹事は、会務の執行につき、理事に協力する。

- 2 顧問は、会務の執行につき理事長の諮問に応える。

第 17 条 理事長は毎年少なくとも1回、会員の総会を招集しなければならない。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会を招集する場合は、少なくとも1か月以前に全会員に通知しなければならない。
- 4 会員の4分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

第 18 条 総会は、出席会員によって行うものとする。

- 2 理事会は、役員の選任・会計・各委員会および事務局の活動、その他、学会の運営に関する基本的事項について総会に報告し、了承を受けるものとする。

第 19 条 本会の経費は、会費および寄付等をもって、これに充てる。

第 20 条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

## 5 規約の変更および解散

第 21 条 本規約を変更する場合は、理事会の発議に基づき、総会において3分の2以上の賛成を得なければならない。

第 22 条 本会は、会員の3分の2以上の賛成がなければ、解散することができない。

本規約は、2018年3月5日より施行する。

附則（2018年6月3日総会決定）

本規約は、2018年6月3日より施行する。

本規約は、2018年10月6日より施行する。

本規程は、2020年3月1日より施行する。